

## 身体障がい者等用駐車施設利用証交付対象者等について

利用証交付対象者は、日常生活又は社会生活において行動上の制限を受ける方であり、具体的には下記のいずれかに該当する方です。

	対象者	有効期間	提出書類
身体障がい者	下記のとおり	交付要件に該当しなくなるまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書</li> <li>・身体障害者手帳の写し（氏名、住所、障がい名及び等級が記載された箇所）</li> </ul>
知的障がい者	療育手帳の障がい程度欄「A」	交付要件に該当しなくなるまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書</li> <li>・療育手帳の写し（氏名、住所、障害の程度が記載された箇所）</li> </ul>
高齢者	介護保険「要介護度1」以上	交付要件に該当しなくなるまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書</li> <li>・介護保険被保険者証の写し（氏名、住所、要介護状態区分が記載された箇所）</li> </ul>
難病者	特定医療費（指定難病）受給者又は特定疾患医療受給者	交付要件に該当しなくなるまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書</li> <li>・特定医療費（指定難病）受給者証の写し又は特定疾患医療受給者証の写し（氏名、住所、受給者番号、疾病名が記載された箇所）</li> </ul>
妊産婦	妊娠7か月から産後1年の方 （産後については、乳児を同伴している場合に限り使用ができるものとする）	妊娠7か月から産後1年まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書</li> <li>・母子手帳の写し（表紙、分娩予定日が記載された箇所）</li> </ul>
けが又は病気の方	補装具等の使用を要する方	車いすや杖等の使用期間で診断書発行日から最長1年（更新可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書</li> <li>・診断書の写し（任意様式）</li> <li>・身分証明書（運転免許証等）の写し</li> </ul>

※ 来庁による代理申請の場合は、代理の方の身分証明書（運転免許証等）が必要です。

### <身体障がいの対象者>

身体障がい区分		等級	
視覚障がい		4級以上	
聴覚	（聴覚障がい）	（該当なし）	
	平衡機能障がい	5級以上	
（音声言語機能障がい）		（該当なし）	
肢体不自由	上肢	2級以上	
	下肢	6級以上	
	体幹	5級以上	
	脳原	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓機能の障がい	心臓機能障がい	4級以上	
	腎臓機能障がい	4級以上	
	呼吸器機能障がい	4級以上	
	膀胱又は直腸機能障がい	4級以上	
	小腸機能障がい	4級以上	
	肝臓機能障がい	4級以上	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		4級以上	